

分野別 分析表

分類A：不利益取り扱い
分類B：合理的配慮の欠如

(浜家連 差別事例アンケート)

分野： ⑥ 権利

分類区分	分類内容	件数	共通分類		事例	コメント	対策
			A	B			
601	雇用主や警察官の「きちがいにパソコン」とか「親の育て方が悪い」等の発言。偏見による差別で人権侵害。	2		2	<ul style="list-style-type: none"> あなたの息子は“きちがいに刃物”ならぬ“きちがいにパソコン”といわれた。 先方の言：息子さんがこのようなことをするのは、親の育て方になっていないからだ、と先方は私を非難した。なお、先方が警察に行ったとき、警察官もこのようにいっていたとの事 	差別的言動の訴えである。悪意のある差別や、精神障害を知らないための非科学的差別である。	その場で注意や抗議をすることが一番と思うが、それが難しい状況が多い。長い時間を要するが、抗議活動や啓蒙を行い、社会的に障害者に対する差別をなくす風土を作り上げていく必要がある。また警察官など、多くの不特定多数の人と接する公務員には教育を行い、精神疾患の知識を身につける必要がある。
602	運転免許更新時に統合失調症であると申告し診断書を提出したら、納得できる説明なしに返納扱いされた。不誠実対応。	3	3	3	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年に免許の更新ができるか聞きに行ったところ、試験場に行って診断書を提出したところ、返納扱いされてしまいました。選択肢は2つしかなく行政処分だと身分を証明するものがなくなるといい、結局運転免許経歴書にしてしまい、免許がなくなりました。できれば返してほしいです。精神障害との理由でひどい話です。 	詳しい説明もされずに免許証を取り上げられるのは、明らかに精神障害者に対する不当な不利益取扱い差別の訴えである。2013年6月の改正道交法により精神障害者が運転免許の更新を行う場合、精神障害者であっても、自動車の運転に支障を及ぼす恐れのある一定の症状が無ければ、申請は許可されるはずで、法規上からも合理的な配慮を欠いた差別的な対応である。	運転免許の申請を受付ける現場の担当者に、改正道交法を理解徹底させ、免許停止の要件があるならば説明するように各担当者に徹底すべきである。
603	避難所で車椅子の人が断られ、スピーカーのみでの通知で聴力障害者が情報を得られない。合理的配慮欠如。	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 避難所で車いすの方が断られた！ 聴覚障害者はスピーカーで言っても聞こえない。 	不当な不利益取扱い差別の訴えである。また、聴覚障害者に情報を保障しないのは合理的配慮欠如である。	大きな災害時は障害者専用の避難所を設け、障害者に対応できるスタッフを配置すべきである。地域の防災拠点運営者等はそれらを災害の起こる前から準備し、障害者にも周知徹底する必要がある。
699	差別とは断定できない	5					
	合計	11	4	6			